



山形県公報

平成21年9月25日(金)
第2079号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……1023
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……1024
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1025
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(出納局) ……1026
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集……………1027

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(情報企画課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1028

## 告 示

### 山形県告示第856号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.85パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年9月9日から適用する。
- 2 平成21年9月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第857号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の2第1項の規定により土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業を行う者の名称  
山形農業協同組合（村木沢西部地区）

2 認可年月日  
平成21年9月9日

3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 蔵王公園線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-----------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 山形市蔵王上野字南坂1046番2から<br>同 蔵王半郷字南山1148番1まで | 旧    | 23.0メートル<br>} 8.2  | 443メートル |
| 同 上                                     | 新    | 60.0メートル<br>} 11.7 | 同 上     |

#### 山形県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路 線 名 蔵王公園線
- 供用開始の区間 山形市蔵王上野字南坂1046番2から  
同 蔵王半郷字南山1148番1まで
- 供用開始の期日 平成21年9月25日

#### 山形県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 余目加茂線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                     |
|------------------------------------------|------|---------------------------------------|-------------------------|
| 東田川郡三川町大字神花字前外川原102番 1 から<br>同 102番 4 まで | 旧    | 11.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.0 | 132 <small>メートル</small> |
| 同 上                                      | 新    | 13.6 <small>メートル</small><br>}<br>12.8 | 同 上                     |

**山形県告示第861号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 湯田川大山線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市矢馳字上矢馳154番 1 から  
同 90番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年9月25日

**山形県告示第862号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字神花字前外川原102番 1 から  
同 102番 4 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年9月25日

**山形県告示第863号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画公園事業
  - (2) 名 称 2・2・137号本屋敷公園  
2・2・138号河原田公園  
2・2・139号嶋公園  
2・2・140号梅野木前公園  
4・3・2号嶋遺跡公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 山形市大字今塚字今塚並びに河原田、島及び梅野木前地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成21年9月25日から平成25年3月31日まで

**山形県告示第864号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名   | 住 所                | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|-------|--------------------|------------|-------------|
| 船山 英三 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1063番地 | 同 左        | 平成21. 8. 31 |

**山形県告示第865号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |   |      |                   |   |      |   |
|-------|---|------|-------------------|---|------|---|
| 別表第5中 | 〃 | 飯豊支店 | 西置賜郡飯豊町大字萩生902番地2 | 〃 | 長井支店 | を |
|       | 〃 | 西支店  | 長井市中道一丁目2番35号     | 〃 | 〃    |   |

|   |      |                   |   |      |    |
|---|------|-------------------|---|------|----|
| 〃 | 飯豊支店 | 西置賜郡飯豊町大字萩生902番地2 | 〃 | 長井支店 | に、 |
|---|------|-------------------|---|------|----|

|                 |               |               |      |   |
|-----------------|---------------|---------------|------|---|
| 山形県漁業協同組合<br>本所 | 酒田市船場町二丁目2番1号 | 〃             | 酒田支店 | を |
| 〃               | 飛島支所          | 〃 飛島字勝浦乙7番地の4 | 〃    |   |

|                 |               |   |      |       |
|-----------------|---------------|---|------|-------|
| 山形県漁業協同組合<br>本所 | 酒田市船場町二丁目2番1号 | 〃 | 酒田支店 | に改める。 |
|-----------------|---------------|---|------|-------|

**附 則**

この規程は、平成21年10月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中

|   |      |                   |   |      |   |
|---|------|-------------------|---|------|---|
| 〃 | 飯豊支店 | 西置賜郡飯豊町大字萩生902番地2 | 〃 | 長井支店 | を |
| 〃 | 西支店  | 長井市中道一丁目2番35号     | 〃 | 〃    |   |

|   |      |                   |   |      |
|---|------|-------------------|---|------|
| 〃 | 飯豊支店 | 西置賜郡飯豊町大字萩生902番地2 | 〃 | 長井支店 |
|---|------|-------------------|---|------|

に改める部分は、同月13日から施

行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成21年9月25日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成21年9月28日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - (2) 平成21年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
  - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (4) 教職員の人事について

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ラーニングルーム（15階）
  - (2) 日時 平成21年11月6日（金） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成21年12月1日から平成22年11月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(5)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月

27日付け県公報第2013号)により公示された資格を有すること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (5) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
  - (6) 共同企業体のすべての構成員が(1)及び(3)の要件を満たしていること。
  - (7) 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(4)の要件を満たしていること。
  - (8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)、(4)及び(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(5)及び(7)から(10)までに係る事項を証明する書類）並びに山形県財務規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登録されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を平成21年10月23日（金）午後5時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: The Yamagata Prefectural Government's central communication network management maintenance business 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 6, 2009
  - (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Office of Policy, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2098

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |                                    |
|----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパ<br>ート1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-9 | 3DK  | 58.0                          | 2    | 一般用 | 13,000                  | 15,000                             | 17,100                             | 19,300                             | 22,100 | 25,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同<br>2号        | 同<br>3-8                  | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 13,900                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,700                             | 23,700 | 27,300 |                                    |                                    |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年9月28日から同年10月2日まで（受付時間：午前10時～午後5時）（ただし、郵送の場合は平成21年10月2日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
山形県すまい情報センター置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年11月下旬